

## 浜松市立開成中学校部活動実施要綱（浜松市立開成中学校運営方針）

### （目的）

#### 第1条

「浜松市立開成中学校部活動実施要綱（以下、本要綱）」は、「中学校学習指導要（文部科学省 平成29年3月告示）」に定められる部活動の意義及び役割をふまえ、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁 平成30年3月策定）」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁 平成30年12月策定）」に基づく「浜松市部活動運営方針（平成30年4月策定、平成31年4月改訂）」に準じ、本校部活動運営に必要な事項を定めることを目的とする。

### （対象）

#### 第2条

本要綱の対象は、浜松市立開成中学校（以下、本校）に在籍する生徒及び教職員及び浜松市教育委員会が派遣する部活動指導員、浜松市中学校体育連盟に承認を受けた外部指導者等、本校部活動にかかわるすべての者とする。

### （部活動の設置）

#### 第3条

部活動の設置は、学校長の判断による。但し、新設及び統廃合に関することは、学校長が然るべき諮問機関を学校内に設け、答申に基づき判断する。

### （指導体制）

#### 第4条

指導体制の構築及び運用については、以下のとおりとする。

- 1 学校長は、設置する部活動に教員1人以上の顧問をおく。複数の場合は、正顧問、副顧問の位置付けを明確にする。
- 2 学校長は、設置する部活動の活動状況を随時確認し、必要に応じて顧問に指導・助言を行う。
- 3 学校長は、設置する部活動に教員以外の指導者が必要と判断した場合、その人選や手続きについて、該当する部活動の顧問に指示する。但し、人選にあたっては、学校長が候補者との面談を行い、推薦もしくは登録の可否を判断する。

### （指導方針）

#### 第5条

指導方針については、以下のとおりとする。設置された各部活動の活動方針の詳細については別途作成し、関係する生徒、保護者及び関係者への周知する。

- 1 共通のスポーツや文化に興味・関心をもつ生徒集団の中で、適性・能力、興味・関心に応じた活動を通じ、一人一人に充実感や達成感を味わわせる。
- 2 異年齢の生徒集団の中で、自主性、責任感などの個としての成長を促すとともに、円滑な人間関係を築かせるなどの社会的資質を育む。
- 3 活動を支える家庭や地域を大切にさせるとともに、学校の伝統や特色づくり、愛校心の高揚につながる活動の実現に配慮する。

### （生徒の加入）

#### 第6条

校内の規程による。

(退部及び転部)

第7条

校内の規程による。

(未加入の生徒の中途入部)

第8条

校内の規程による。

(活動計画)

第9条

顧問は、活動計画を作成し、学校長の承認を受ける。活動計画に変更が生じた場合には、その都度計画を修正するとともに変更に対する承認を受ける。活動計画は関係する生徒、保護者及び関係者に周知する。

(活動時間)

第10条

校内の規程による。

(休養日)

第11条

休養日の扱いについては、以下のとおりとする。

- 1 学期中の休養日の扱い  
校内の規程による。
- 2 長期休業中の休養日の扱い  
校内の規程による。
- 3 浜松市部活動一斉休養日  
浜松市部活動一斉休養日については、以下のとおりである。
  - (1) 新年度初日
  - (2) 浜松市教育研究会主催の教科研修会（第1回～3回（実質4日））
  - (3) 地域防災の日（12月第1日曜日）
  - (4) 年末年始の12月29日から1月3日までの6日間
  - (5) 学校が設定する閉庁日
- 4 その他  
その他の休養日の扱いについては、学校長の判断による。

(安全対策)

第12条

安全対策については、以下のとおりとする。

- 1 顧問は、活動の前後及び活動中の健康状態の確認を必ず行う。
- 2 顧問は、天候及び活動場所の諸条件に応じ、良好な健康状態で活動できるよう配慮する。
- 3 顧問は、気温、湿度上昇時の熱中症対策を適切に行う。対策については、別途定めるとおりとする。
- 4 顧問は、施設・用具の管理と安全点検を行う。また、生徒に施設・用具を正しく使用させる等、事故の未然防止のための指導を行う。

(保護者との連携)

第13条

顧問は、部活動を効果的に実施するため、生徒の保護者との意思疎通を図り、保護者と連携して部活動運営に努める。

(経費)

第14条

部活動運営に必要な経費の扱いについては、別途定める。

(その他)

第15条

その他部活動運営に係る必要事項が生じた場合には、学校長の判断、指示による。

令和元年9月1日 策定